小笠原氏城跡 井川城跡	井川城跡 長野県松本市井川城一丁目	四五五一番二、四五五二番イ、四五五二番ロ、四五五三番、四五五四番二、四五五四番三、四五五四番四、四五五四番、四五五四番六、四五五五番四、四五五六番、四五五七番、四五六二番一、四五六四番 長野県松本市井川城一丁目四五五一番二と同井川城一丁目四五五四番一に挟まれ同井川城一丁目四五六四番に南接するまでの道路敷を含む。
林城跡	林城跡	
	同　大字里山辺字山ゴシ	四八四九番
	同　大字里山辺字山コシ	四八五四番一
	同　大字里山辺字本久保	五三二八番ロ
	同　大字里山辺字日向山	五三三一番、五三三二番イ、五三三二番ロ、五三三三番、五三三四番一、五三三六番一、五三三七番二、五三三七番七、五三三八番、五三三九番一、五三三九番二、五三三九番三、五三三九番イの一、五三四〇番二、五三四〇番三、五三四〇番イ、五三四〇番ロ、五三四〇番ハの一、五三四〇番ニ、五三四〇番ホ
	同　大字里山辺字福山	五三四一番
	同　大字里山辺字扇平	五三四七番一
	同　大字里山辺字城山	五三四八番
	同　大字入山辺字石神	八七番
	同　大字入山辺字日影	七三四一番、七三四二番一、七三四三番イ、七三四三番ロ、七三四三番ハ、七三四四番一、七三四五番一、七三四五番二、七三四六番一、七三四六番二、七三四七番イの一、七三四七番イの二、七三四七番ロ、七三四八番、七三四九番、七三五〇番、七三五一番一、七三五二番一、七三五二番二、七三五三番一、七三五三番二、七三五三番三、七三五三番四、七三五三番五、七三五四番、七三五六番、七三五七番一、七三五七番二、七三五八番一、七三五九番一、七三六〇番一、七三六〇番二、七三六一番、七三六二番、七三六三番一、七三六三番二
	同　大字入山辺字城山	七三五五番
	同　大字入山辺字日向	七三七一番一、七三七一番二、七三七三番一、七三七三番イの一、七三七三番イの二、七三七三番ロ、七三七四番、七三七五番一、七三七五番二、七三七五番イの一、七三七五番ロ、七三七六番一、七三七六番二、七三七六番イの二、七三七六番ハ、七三七六番ニ、七三七六番ホ、七三七八番 長野県松本市大字里山辺字本久保五三二八番ロに東接し同大字入山辺字日向七三七一番一に北接するまでの道路敷、同大字里山辺字日向山五三三一番と同大字入山辺字日影七三五二番一に挟まれ同大字里山辺字日向山五三四〇番イと同大字入山辺字城山七三五五番に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向七三六三番イの一と同大字入山辺字日向七三七三番ロに挟まれ同大字入山辺字日向七三七三番イの二と同大字入山辺字日向七三七六番二に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向七三七三番イの二と同大字入山辺字日向七三七四番に挟まれ同大字入山辺字日向七三七六番二と同大字入山辺字日向七三七六番イの二に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向七三七八番に北接する道路敷を含む。

高島藩主諏訪家墓所	長野県諏訪市大字上諏訪字北垣外	一〇六三七番一五のうち実測一二八三・七七平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び諏訪市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
	同　茅野市ちの	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅷ座標系を基準とする外周一地点（X＝一一六八・八七〇メートル、Y＝マイナス三二一一一・三七一メートル）、外周二地点（X＝一一八〇・〇九三メートル、Y＝マイナス三二一二三・〇五四メートル）、外周三地点（X＝一一七一・八三四メートル、Y＝マイナス三二一三一・六七九メートル）、外周四地点（X＝一一六八・〇八九メートル、Y＝マイナス三二一二八・二五七メートル）、外周五地点（X＝一一六五・三二四メートル、Y＝マイナス三二一三一・四〇九メートル）、外周六地点（X＝一一六三・三三一メートル、Y＝マイナス三二一三〇・〇七七メートル）、外周七地点（X＝一一六六・一〇五メートル、Y＝マイナス三二一二六・一五〇メートル）、外周八地点（X＝一一六一・三八三メートル、Y＝マイナス三二一二一・四八九メートル）、外周九地点（X＝一一六二・三一五メートル、Y＝マイナス三二一一七・二七七メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を長野県教育委員会及び茅野市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
東町田墳墓群	岐阜県大垣市昼飯町字東町田	四五五番一
水口岡山城跡	滋賀県甲賀市水口町水口字古城	六一〇番一のうち実測五三二五・四〇平方メートル、六一〇番二七〇のうち実測二三三二九七・四五平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を滋賀県教育委員会及び甲賀市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
箸墓古墳周濠	奈良県桜井市大字箸中	八四四番一、八五三番二、八五四番一、八五四番二、八五五番、八五六番、八五七番一、八五七番二、八五七番三、八五八番、八五九番一、八六〇番一、八六〇番二、八六一番二、八六一番三、八六一番四、八六二番一、八六二番六、八六三番二、八六五番三、九〇四番、九〇五番、九〇六番、九〇七番一、九〇九番一、九一一番一 奈良県桜井市大字箸中八五四番一に東接する水路敷に東接し同八五四番二に東接するまでの道路敷、同八五五番に北接する道路敷、同八五八番に南接し同九〇七番一に東接するまでの道路敷、同八五九番一に南接し同九〇四番に北接するまでの道路敷、同九〇九番一に東接し同九〇九番一に北接するまでの道路敷、同八五四番一に東接する水路敷、同八五四番二に東接する道路敷に東接する水路敷、同八五九番一に南接し同九〇七番一に東接するまでの水路敷、同九〇一番一に北接し同九〇四番に北接するまでの水路敷、同九〇四番に南接し同九一一番一に西接するまでの水路敷を含む。